

協 議 会 会 議 記 録

会 議 名 称	令和5年度 第4回 上里町地域公共交通活性化協議会
日 時	令和5年12月18日(月) 午後2時00分～午後3時30分
開 催 場 所	上里町役場 4階 大会議室
会 長 副 会 長	○島 田 邦 弘 上里町副町長 ○上 野 文 一 上里町区長会 会長
出 委 席 員	○鈴 木 貴 大 株式会社協同バス 代表取締役社長 ○藤 田 貢 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 事務局長 ○松 本 一 也 協同バス労働組合 執行委員長 ○丸 山 眞 司 上里町老人クラブ会連合会 会長 ○坂 井 貴 夫 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 ○岡 本 史 靖 埼玉県本庄県土整備事務所道路部 部長 ○笹 原 久 雄 本庄警察署交通課 課長 ○今 井 理 雄 駒澤大学応用地理研究所 専門研究員 ○近 藤 隆 俊 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 企画総務部 経営戦略ユニット ユニットリーダー(代理出席:青木和彦) ○古 川 雄 哉 埼玉県企画財政部交通政策課 主査 ○及 川 慶 一 上里町町民福祉課 課長 ○吉 田 広 毅 上里町まちづくり推進課 課長 ○山 田 隆 上里町高齢者いきいき課 課長 ※敬称略・順不同
欠 席 者	○田 沼 健 一 朝日自動車株式会社 運輸部長 ○関 根 肇 一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事 ○神 宮 つぐよ 本庄地区タクシー協議会 会長 ○宮 下 忠 仁 上里町道路整備課 課長
傍 聴 者	1名

会 議 資 料	<p>1. 開 会</p> <p>2. あ い さ つ</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>報告事項 1 令和5年度 町民意識調査結果について 資料1</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>協議事項 1 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について 資料2</p> <p>協議事項 2 上里町地域公共交通網形成計画の改訂（令和6年度版）について 資料3</p> <p>協議事項 3 次期導入形態について 資料4</p> <p>協議事項 4 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議会について 資料5</p> <p>4. そ の 他</p> <p>5. 閉 会</p>
配 布 資 料	<p>○資料1：令和5年度 町民意識調査結果（令和5年12月版）</p> <p>○資料2：令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価</p> <p>○資料3：上里町地域公共交通網形成計画の改訂について</p> <p>○資料4：次期導入形態の検討</p> <p>○資料5：一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議会について</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局	資料確認
議 長	<p>1. 開 会</p> <p>2. あ い さ つ</p> <p>3. 議 事</p>
議 長	議事に入る。初めに、報告事項1「令和5年度 町民意識調査結果について」事務局より報告を求める。
事務局	資料1「令和5年度 町民意識調査結果（令和5年12月版）」を用いて報告。
議 長	この件について、委員より質問を受け付ける。

一 同 なし。

議 長 以上で、報告事項については終了する。
次に、協議事項1「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について」事務局より説明を求める。

事務局 資料2「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価」を用いて説明。

議 長 この件について、委員より質問を受け付ける。

一 同 なし。

議 長 それでは、協議事項1「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について」承認者の挙手を求める。

(挙手)

議 長 委員全員の挙手により、協議事項1「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について」は原案のとおり承認された。事務局は手続きを進め、提出期限までに国へ提出すること。

議 長 次に、協議事項2「上里町地域公共交通網形成計画の改訂（令和6年度版）について」事務局より説明を求める。

事務局 資料3「上里町地域公共交通網形成計画の改訂について」を用いて説明。

議 長 この件について、委員より質問を受け付ける。

一 同 なし。

議 長 それでは、協議事項2「上里町地域公共交通網形成計画の改訂（令和6年度版）について」承認者の挙手を求める。

(挙手)

議 長 委員全員の挙手により、協議事項2「上里町地域公共交通網形成計画の改訂（令和6年度版）について」は原案のとおり承認された。事務局は、公表にかかる手続きを進めること。また、次回協議会開催時に改訂後の計画を委員へ配布すること。

議 長 次に、協議事項3「次期導入形態について」事務局より説明を求める。

事務局 資料4「次期導入形態の検討」を用いて説明。

議 長 この件について、委員より質問を受け付ける。

委 員 31 ページの4段落目の記載について、口頭の説明であった「身体障害者手帳又は介護認定を受けた方」の文言を資料にも追加いただきたい。

事務局 資料へ追記する。

委 員 参考までに、6 ページの記載では、「福祉タクシー制度」のタクシー助成について「初乗り料金の補助だけ」と記載されているが、今年度の4月からチケットを2枚まで使えることとなっており、1運行あたりの助成額は2倍となっている。

また、31 ページにタクシー助成事業について記載があるが、公共交通とは別物であるため、棲み分けはしっかりしてほしい。

委 員 現在の状況を踏まえると、提示いただいた内容のとおりの形態しかないと考えている。しかし、第2回分科会を行った秋ごろと現在では、公共交通を取り巻く状況が大きく変化している。3 ページに示している「こむぎっち号」の運行経費について、現在までの上昇率は年0.6%程度であるが、最低賃金の引上げもあり、今後はさらに人件費が上昇することで、年3~3.5%となると想定される。また、現在の中央ルートで使用している車両はマイクロバスに車椅子のまま乗るためのリフトを付けて国交省のノンステップバスの基準をクリアしている。しかし、今後はマイクロバスにリフトを付けた車両をつくることができなくなり、標準仕様ノンステップバスしか一般乗合では許可がおりないこととなる。その場合、車両の調達にかかる費用が現在の2倍程度になると想定される。さらに、半導体不足の影響で、車両の納期が1年以上となる可能性がある。

次に、資料1の町民意識調査において、鉄道の不満理由として、45%程度の人が「運行本数が少ない」「利用したい時間帯に運行していない」と回答しており、JR高崎線の本数をもってしても運行本数が足りないと回答している。そのため、公共交通を利用しようとする人にとっては、「いつでも」がキーワードとなる。また、「こむぎっち号」の不満理由としては「出発地、目的地の近くに停留所がない」といった意見もあがっており、利用者が公共交通に求めるものは「いつでも・どこでも・どこへでも」ということである。デマンド交通を導入することで、これらのニーズへ対応することができる。しかし、22 ページの設問4「上里町の今後の公共交通としてふさわしいと思うものを教えてください」では、高齢者になるほど「デマンド交通」「タクシー助成」と回答する割合が高くなっている。現在の「こむぎっち号」の利用者数を基にデマンド交通の車両台数を算定するのでは不足する可能性

があると思われる。今後、もし台数を増やそうとなった場合、全国で運転手不足が深刻化しており、車両数を増やすことが難しい状況にある可能性がある。その点は利用者に理解いただく必要がある。そのために、上里町の地域公共交通が何に軸足を置くかを明確にする必要がある。公共交通の利用目的としては、「通勤・通学」「通院・買い物」「余暇・観光」の3つに分けられる。「余暇・観光」は利用頻度が少なく、行き先が多岐にわたる。「通勤・通学」は頻度が高く、行き先は限定されるものの、時間帯や運行日数により「こむぎっち号」では対応が難しい。また、町民意識調査の結果より、高齢者になるほど「通院・買い物」の需要が増え、移動に困ることとなっている。「通院・買い物」を支えていくのがぎりぎりとなると想定される。

公共交通を取り巻く状況として、今後ますます厳しい状況にあることをご承知いただきたい。

事務局

常日頃から、社会を取り巻く環境の変化について注視はしており、なるべく早くに準備を行うことや、このような機会に皆様からお知恵を借りながらこれからも進めていきたいと考えている。また、これからは社会情勢の変化により対応が難しいことが発生することも想定しながら進めていきたい。

車両の調達については、厳しい状況であることは把握しているため、なるべく前倒しで進めて、確実な運行ができるように進めていく。

車両台数については、実際に必要な台数はデマンド交通を始めてみないとわからないため、ミニマムスタートで始めることを想定している。また、AIによる予約システムを活用して乗合率を高めること等を考えている。

また、物価上昇による費用の増加は想定されるため、できる限り活用可能な補助金等を利用していきたいと考えている。

何に軸足を置くかについては、資料1の25ページの設問8「どのような目的の時に、利用しやすい公共交通になればより便利になると思いますか」で、「通勤・通学のとき」の回答は少なく、「商業施設で買い物をするとき」「医療施設や福祉施設に通うとき」の回答が多いことから、日中の移動にフォーカスすることを考えている。通勤・通学や余暇・観光については、調査結果より町外へ行く方が多いとされているため、神保原駅等の交通結節点へつなげる仕組みを考えていく。

委員

今朝の新聞にライドシェアに関して掲載されていたが、今後は共助交通を考えていくべきではないか。

事務局

現在のライドシェアに関しては、タクシードライバーが不足している地域で先行して開始されるものと思われるが、現時点で上里町では、タクシー助成事業を行っていること等、スムーズにタクシー利用がされていると考えている。タクシー事業者においても今後の運転手不足が想定されると思うが、現段階でライドシェアを導入する必要はないと考えている。国の動きや先行して実施する自治体の情報を収集

しながら、現在取り組むべきことと、将来的に考えていくべきことは分けて研究していきたい。

委員

町民意識調査の結果で、JR 高崎線の運行本数が少ないとの話があったが、現在は20分に1本運行している。町民の方に高崎線がどれくらいの頻度で運行しているかを聞いて、正しく答えられる人は少ないのではないかと。現在の高崎線の運行本数であれば、十分利便性が高いといえる。JR 高崎線を上手く幹線系統として活用してもらうための情報発信を行う等、適切に情報を提供することで不満を解消できると考えられる。

社会情勢の変化については、若い人はメディアでニュースを見ないため、バスやタクシーが厳しい状況にあることを把握していない。丁寧に情報提供をしたうえで今後の公共交通の方針を示さないと不満が出てしまう。そのため、様々な広報を積極的に行っていく必要がある。同時に JR 高崎線や路線バスと連携した利用の仕方を広報していく必要がある。

ライドシェアに関しては、現段階ではタクシー会社が運行管理することが前提となっている。日本ではUber Eatsなどが広まったが、増えたのは単価が高く利用者の多い地域に集中しており、配達を行う人も利用者の多いところに集中する。車を使ったライドシェアも同様のことが想定され、働く方は稼げる場所に集中する。そのため、現段階ではライドシェアに肩入れしない方が良いと考えている。上里町では、タクシーもバスも営業できる事業者がいるため、現在の事業者と協調する方が良いのではないかと。ただ、将来的にはライドシェアも選択肢の1つになることは想定される。

議長

それでは、協議事項3「次期導入形態について」承認者の挙手を求める。

(挙手)

議長

委員全員の挙手により、協議事項3「次期導入形態について」は原案のとおり承認された。事務局は、コミュニティバス中央ルート及び支線エリアにおけるデマンド交通の導入に向けた制度設計について、分科会での検討のうえ、次回協議会までに準備を進めること。

議長

次に、協議事項4「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議会について」事務局より説明を求める。

事務局

資料5「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議会について」を用いて説明。

議長

この件について、委員より質問を受け付ける。

一 同

なし。

議 長

それでは、協議事項4「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議会について」承認者の挙手を求める。

(挙手)

議 長

委員全員の挙手により、協議事項4「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議会について」は原案のとおり承認された。事務局は、運賃協議会設置に向け手続きを進めること。

4. そ の 他

議 長

何か報告事項はあるか。

事務局

次回の協議会は、令和6年3月18日(月)の14時からを予定する。正式な通知は、2月中旬ごろに送付予定である。

また、次回分科会は、令和6年1月26日(金)の14時からを予定する。こちらについては、来週中に委員の方々に通知を予定している。

委 員

情報共有だが、令和6年2月3日(土)に、私が事務局をしている「第20回 全国バスマップサミット in TOKYO 江戸川」の開催を予定している。設立当初は市民が主体となるものであったが、最近では自治体や事業者の方の参加もあり、公共交通に関するステークホルダーが一堂に会する場となっている。ぜひ参加いただきたい。

委 員

先程話したとおり、すでに地域公共交通だけで地域の移動需要を網羅することは不可能な状況にある。一方で懸念されるのは、高齢者の運転免許証返納の増加や、若い世代のマイカー離れによる公共交通の需要増加が想定されることである。運転手が確保できるのであればよいが、人手が不足する状況では、需要の増加に対応できない可能性がある。そのため、上里町では、マイカーに乗り続けてもらうことも必要と考える。その点について、本会議の後にでも検討することを提案する。

委 員

埼玉県の施策として、燃料費高騰に対する運行事業者への支援として、今年の上半期に支援金を乗合事業者やタクシー事業者向けに給付している。また、12月の県議会追加の支援を議論しているため、実現したら来年の給付を予定している。

なお、コミュニティバスは支援の対象外である。

議 長

他の委員から何か意見はあるか。

一 同	なし。
議 長	これで、協議事項はすべて終了とする。
副会長	5. 閉 会

以上